

# 自立活動部だより

東京都立町田の丘学園校長  
緒方 直彦  
第2号 令和3年7月12日発行

梅雨の合間の初夏の陽射しが、日に日にまぶしさを増す今日この頃です。今回の自立活動部だよりでは、「移動検定」の紹介と「車椅子等の修理と医療連携」についてお伝えします。「保存版」として、御活用ください。

## 移動検定について

本校では、平成29年度より、自立活動部を中心に、生活指導部と連携して、児童・生徒が自力で移動する際に安全が保たれているか判定する「移動検定」を立ち上げ、実施しています。今年度で5年目になります。



### (1) 検定の内容

#### 【検定の対象者】

- ①独歩（杖・歩行器使用など含む。）
- ②自走用車椅子使用者
- ③電動車椅子（電動アシスト車椅子も含む）使用者

#### 【検定の種類】

A 校内見守り B 校内自立 C 校外見守り D 校外自立 の段階分けを設定しています。なお、「見守り」「自立」の定義は、表1のように定めています。それぞれにチェックシートを作成、約20項目のチェック項目を設けています。（例：表2）「校外自立」検定には、「聞き取りテスト」を行います（例：表3）。

表1 到達段階の位置付け

全面介助・付添い	付添いは、介助者が、とっさに手が出せる距離にいる。
見守り	介助者が2～5メートルの距離を置くところから始め、最終段階では、本人から見えないようにして観察することを含む。
自立	全く見守りもなく、本人の自己責任で単独移動する。

表2 例：自走車椅子 校内見守り検定 チェック項目例

基本条件	指導者の指示に従うことができる。
安全	発進時に、前後左右確認し、安全な発進ができる。
	停止した時に、ブレーキをする習慣が出来る。
	人にぶつかりそうな時に止まる（避ける）ことができる。
操作	後退ができる。右折、左折ができる。方向転換ができる。
	スロープやエレベーターの昇降を安全にできる。



例：電動車椅子 校外自立検定 チェック項目例

安全	人（や物）と自分との間に安全な距離を保つことができる。
	横断歩道では左右の交通確認をして、安全に道路を横断することができる。
	歩道がない道など、車が来た場合は一度止まり、車が通り過ぎるのを待つことができる。
マナー	人とすれ違ったり追い越したりするときに言葉(代替手段あり)を掛けることができる。
	困ったときなどに道を歩く人に言葉（代替手段あり）を掛けることができる。
坂・溝など	溝を越えたり、よけたりなど、安全に走行することができる。

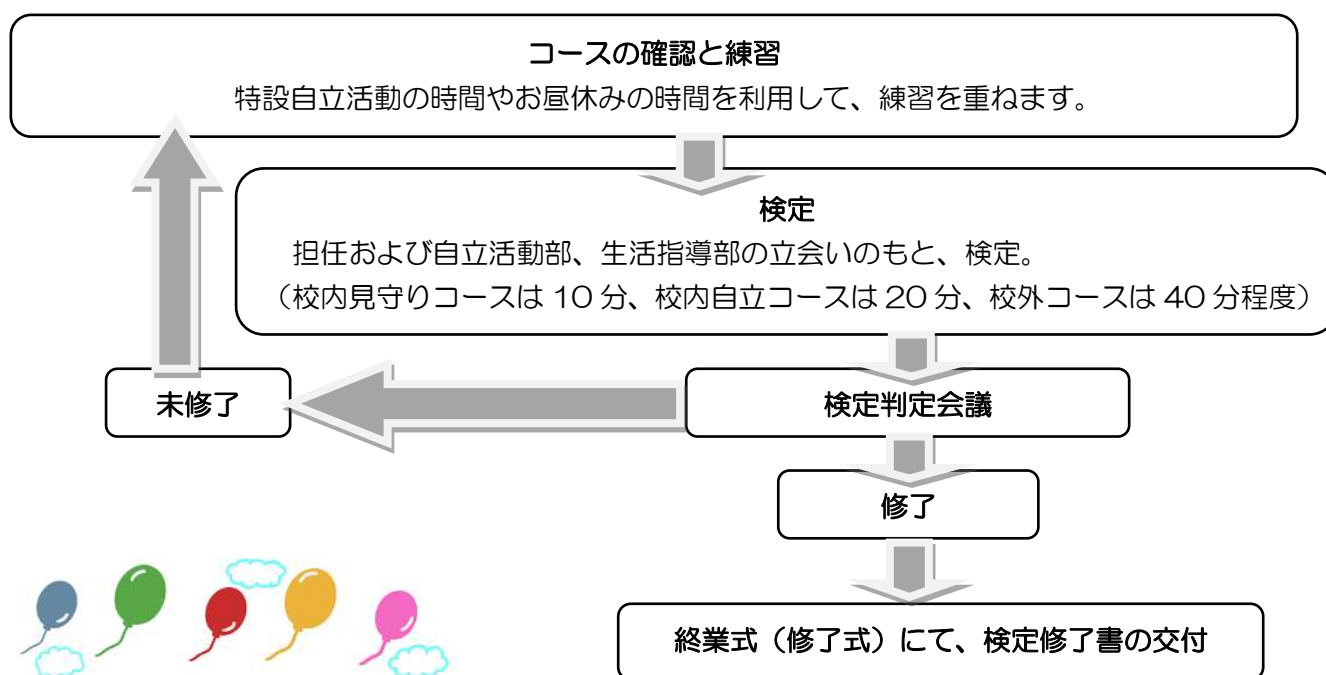


図1

表3 例：聞き取りテスト（「校外自立」のみ）

緊急車両（救急車・パトカーなど）のサイレンが聞こえた場合、どのように対応しますか？
見知らぬ人に「道に迷っているので、知っているところまで連れて行って」と言われました。どう、対応しますか？
（自走・電動車いす使用者のみ）校外走行中に、タイヤがパンクしてしまいました。どのように、対応しますか？
図1の標識の意味は？車いすは通ってもよいですか？

(2) 移動検定の流れ



(3) 移動検定を行うことで・・・

肢体不自由教育部門では、その障害によって、移動するときには付き添い者がおり、自力で移動する経験が圧倒的に少なく、そのために「自ら判断すること」への経験の未熟が大きな課題になることが、移動検定を行う中で、浮き彫りになっています。特に安全確認への意識不足やその場の状況に適した周囲（通行者や車など）とのコミュニケーションや交通状況の判断の厳しさが課題としてあげられます。

移動検定の練習の過程で、確実に安全確認の意識付けがなされ、安全性の向上が図られていくケースも多々ありますが、この移動検定は、「安全の保障」を認めるものではありません。あくまで、検定の「修了」は、学校での移動に関する学習を「修了」した、という意味合いになります。

日常より、ご家庭でも安全についての御指導を合わせてしていただけるよう、よろしく願いいたします。

## 車椅子等の修理と医療連携についてのQ&amp;A

自立活動部

Q、車椅子の修理は、学校で出来ますか？

A、学校で作成した車椅子は、学校で修理を行えます。医療機関で作製した車椅子については、基本的には、作製した医療機関での修理をお願いしています。ただし、急を要するブレーキなどの修理や、シーティングなどを伴わない簡単な修理に関しては、学校で修理を行うことも可能です。

業者が学校に来校する場合は、教員（自立活動担当）が立ち会うことになっていますので、修理を希望する場合は、以下の手順で進めてくださるようよろしくお願いします。

- ① 業者に連絡をし、「修理内容」及び「日程調整の件で学校の教員から連絡がいく」ことをお伝え下さい。
- ② 連絡帳などで、①の旨を自立活動部担当に連絡をして下さい。  
\*修理代金が発生する、シーティング部分に関わるなどの場合は、保護者が立ち会うようしてください。  
(部品の取換えなど非常に簡単な修理は、保護者の立会いを必須としません)
- ③ 自立活動部担当が、保護者と業者と相談し、日程調整を行います。
- ④ 簡単な修理で保護者が立ち会えなかった場合は、自立活動部担当教員か担任から、連絡帳に修理状況についての連絡をするようにします。

\*急な修理（ブレーキ故障やパンクなど）の場合、保護者と業者で日程の決定をすることもあると思いますが、その場合は、速やかに、連絡帳を通して学校（自立活動担当）に伝えてくださるようお願いいたします。

Q、保護者が業者の連絡先が分からない場合

A、業者連絡先一覧（町田地域の担当者名も含む）は、自立活動部で作成しています。必要があれば、自立活動部の担当教員にお声掛けください。



Q、医療機関（例：島田療育センター）で、学校と連携しながら、  
装具・補装具を作製したいのですが・・・

A、本校では、医療機関との連携を図り、児童・生徒の日常生活に即した車椅子や装具の作製ができるよう目指しています。装具や車椅子、座位保持装置などの作製を予定しているときには、担任の先生か自立活部担当に伝えていただき、必要に応じて、医療との連携を図っていけるようにしたいと考えています。

- ① まずは医療機関に、作製の相談をして下さい。
- ② 作製が決定したら、担任か自立活動部担当にその内容（作製するもの、作製する時期など）をお伝えください。
- ③ 作製する装具・補装具類が学校でよく使用するものであり、現在学校での使用に不便を感じている、または仕様を変更したいことがある場合、自立活動部担当（か担任）が、その詳細や改善点についてお伝えします。また、必要があれば、作製時に医療機関に出向いたり、現在の装具・補装具の使用状況と改善案を資料としてまとめて、保護者様を通して医療機関に相談させていただいたりします。
- ④ 完成後、学校での使用で、不都合な点等あった場合は、保護者様を通じて医療機関に伝えてもらうこともあります。また、必要に応じて、仮合わせや完成時に、自立活動部担当が医療機関に出向くこともできます。

Q、どの医療機関で作製すればよいか困っています・・・

A、南多摩地域では、装具・補装具作製できる医療機関は複数あります。自立活動部では「装具・補装具が作製できる医療機関等一覧」を作成してあるので、それをもとに、自立活動部担当が相談にのることもできます。

